

平成18年4月12日

「食品中に残留する農薬等のポジティブリスト制度」に関する留意事項

財団法人 食品産業センター

私ども食品製造業者は、消費者に安全な食品を届けるという使命を達成するため、原材料や製造工程を厳しく管理するとともに、厳格な品質検査を行う等日々努力しております。

こうした中で、食品の安全性を一層確保する観点から、平成15年の食品衛生法の改正により、残留農薬等に関するいわゆるポジティブリスト制度が導入され、農薬、飼料添加物および動物用医薬品（以下「農薬等」という）の成分である物質（人の健康を損なうおそれのないことが明らかな物質（対象外物質）は除く。）が、人の健康を損なうおそれのない量を超えて残留する食品は、販売の用に供するために製造し、輸入し、加工し、使用し、調理し、保存し、または販売してはならないこととなりました。

当センターにおいては、ポジティブリスト制度の導入が決まって以来、会員団体・企業から寄せられた意見・要望等を踏まえ、ポジティブリスト制度の円滑な導入に向けて、厚生労働省、農林水産省等関係機関に要請を行うとともに、説明会等を開催してまいりました。

平成17年11月には、ポジティブリスト制度に関する関係法令が公布され、本年5月29日からポジティブリスト制度が施行されることとなりました。

つきましては、本制度の円滑な導入を図るため、各業界において自主基準を作成される場合等に、少しでもお役に立つよう、当センターの基本的な考え方及び留意事項を下記のとおり整理しましたのでお知らせいたします。

記

1. 制度の概要

本制度は、農薬等が人の健康を損なうおそれのない量を超えて残留する食品の流通を禁止する制度です。国民の健康保護と制度の円滑な施行のため、それぞれの農畜水産物に対し使用される農薬等について、Codex 基準、国内及び主要国（EU、アメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドの5カ国・地域）の基準があるものについては、これらに基づいて暫定基準が設定されるとともに、これらの基準が設定されていない農薬等に関しては0.01ppmの一律基準が設定されることとなりました。